

基発0312第1号
平成24年3月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法第53条の2の規定により都道府県労働局長が
製造時等検査の業務の全部を行うものとする件の制定について

労働安全衛生法第53条の2の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を行うものとする件（平成24年厚生労働省告示第85号。以下単に「告示」という。）が本日告示され、同年4月1日から適用される場所であるが、その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その適用に遺憾なきを期されたい。

記

1 制定の趣旨

特別特定機械等に係る製造時等検査については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第38条第1項及び第2項の規定に基づき登録製造時等検査機関により実施されることとされているが、法第53条の2第1項において、都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき等必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとされており、法第53条の2第1項の「その他必要があると認めるとき」には、登録製造時等検査機関の登録を受けた者が存在する場合であっても、その都道府県においては製造時等検査の業務を行わないことが業務規程等によって明らかであるときや登録製造時等検査機関のみではその都道府県における検査需要を満たすことが困難であることが明らかであるときが含まれるものである。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第6号）により、特別特定機械等の範囲が特定廃熱ボイラーからボイラー及び第一種圧力容器に改正され、平成24年4月1日以降、ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査については、登録製造時等検査機関により実施されることとなったところであるが、全ての都道府県において登録製造時等検査機関のみでは検査需要を満たされないことが見込まれ、このことは法第53条の2第1項の「その他必要があると認めるとき」に該当することから、全ての都道府県労働局長がボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査の業務の全部を実施できるよう、法第112条の2第1項第5号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）第1条の11の規定により、必要な事項を官報で告示することとしたものである。

2 制定の内容

平成24年4月1日から1年間、全ての都道府県労働局長がボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の全ての業務を行うことができることとしたこと。

(1) 「自ら行うものとする年月日」について

登録省令第1条の11の「都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日」は、都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う必要が見込まれる、平成24年4月1日としたこと。

(2) 「自ら行うものとする期間」について

登録省令第1条の11の「都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする期間」は、1年間としたこと。